

余裕期間設定工事の試行について

本市では、建設資材の調達、建設労働者の確保を計画的に行う等受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、「余裕期間設定工事」試行のための利用要領等を策定しました。

I 制度概要

余裕期間とは、契約締結日から工事開始日の前日までの期間をいいます。

発注者は、実際の工事期間の前に90日（土日祝日を含む）以内で、工事開始日期限を定め、特記仕様書及び入札公告等に明記します。

落札候補者等は、工事開始日期限内で任意の工事開始日を設定できます。

II 対象工事

入札公告等を行う年度内に全体工期を確保でき*、余裕期間を設定したことにより全体事業計画に影響を及ぼさない工事であることなど、諸事情を総合的に判断し、発注課が各工事ごとに必要に応じて選定し、技術管理課と協議します。

※継続費もしくは債務負担行為が設定されている場合、又は、予算が繰り越された場合は、この限りではありません。

III 利用要領

1. 余裕期間の設定

余裕期間設定工事であること及び工事開始日期限は、工事ごとに特記仕様書及び入札公告等に記載します。

〈入札公告記載例〉

「本工事は、余裕期間設定工事であり、工事開始日期限は、〇〇年〇〇月〇〇日とする。

なお、落札候補者は、余裕期間利用の有無及び工事開始日を定め、「工事開始日通知書」（様式1）を提出する。」

2. 余裕期間の利用

(1) 一般競争入札の落札候補者は事後審査書類提出時に、指名競争入札の落札者又は随意契約の相手方は契約前に、「工事開始日通知書」（様式1）を契約課に提出してください。

(2) 工事開始日は、休日（「川越市の休日を定める条例」第1条第1項に規定する休日をいう。）に設定することができません。

3. 工事費の積算

工事費の積算は、契約後直ちに着工する工期を基準とした積算方法により行い、余裕期間の設定に伴う積算上の割増は行いません。

4. 契約書類等

- (1) 工事請負契約書に記載する工期の始期は、「工事開始日通知書」による工事開始日とし、工期の終期は、入札公告等に示す工期末日とします。
- (2) コリンプ、工程表に記載する工期は、契約工期とします。
- (3) 契約保証期間は、全体工期(契約締結日から工期末日)を含むものとします。
- (4) 約款第35条の規定にかかわらず、前払金は、工事開始日まで請求できません。

5. 経費の負担

余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担となります。

6. 余裕期間内の取扱い

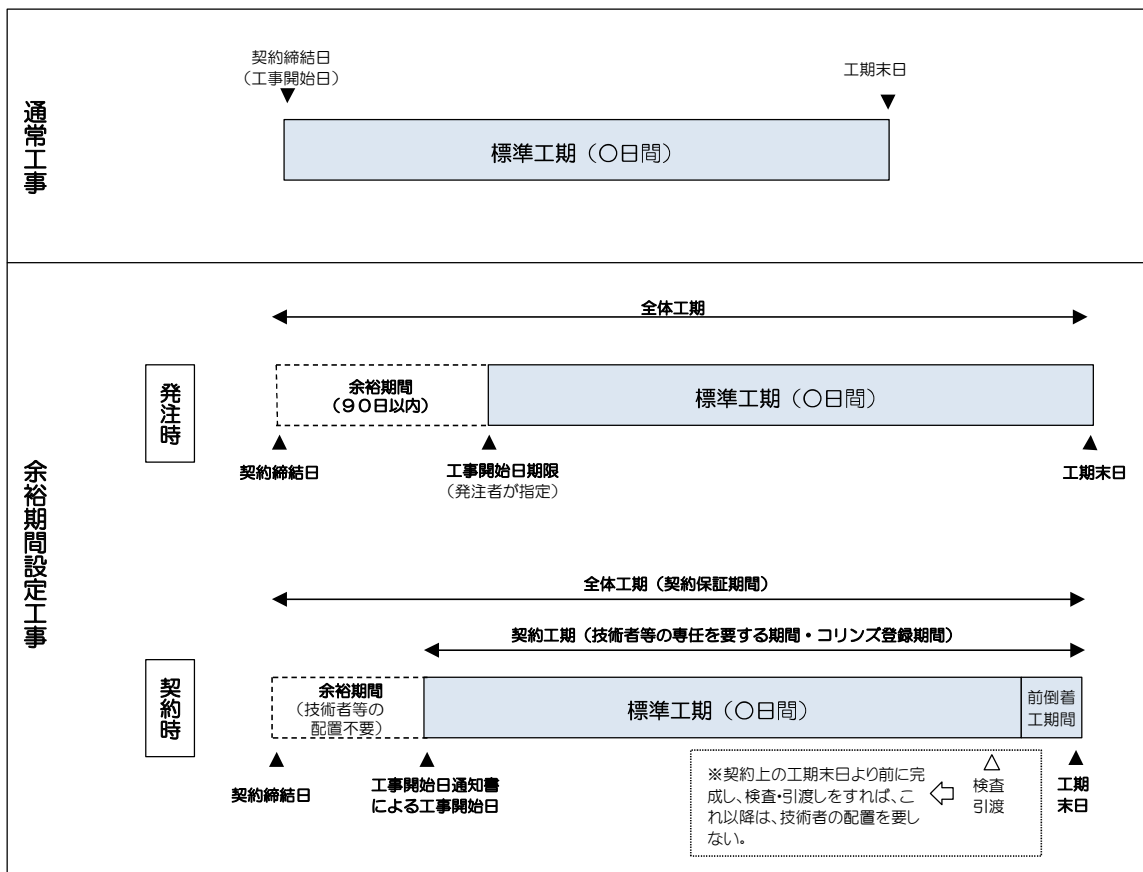
- (1) 主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置は必要ありません。
- (2) 当該工事現場の管理は、発注者の責任において行います。
- (3) 測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事着手はできません。
 なお、現場に搬入しない建設資材の調達、労働力の確保等の工事のための準備については、受注者の責により行うことができます。

7. 技術者等の配置ができない場合

工事開始日において、配置予定技術者等を配置できない場合の技術者等の変更はできません。

ただし、当該余裕期間設定工事の工事開始日前に従事している建設工事の引渡し、受注者の責めに帰すことができない理由により遅延した場合は、契約課に配置予定技術者の変更を申請できます。

余裕期間設定工事のイメージ



余裕期間設定工事に関する特記仕様書（記載例）

本工事は、「余裕期間設定工事の試行について」（令和3年7月1日改正 川越市総務部技術管理課・契約課）に基づく余裕期間設定工事であり、次の事項を遵守しなければならない。

1. 工事開始日期限は、〇〇年〇〇月〇〇日とする。
2. 余裕期間は、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
なお、現場に搬入しない建設資材の調達、労働力の確保等の工事のための準備については、受注者の責により行うことができるものとする。
3. 余裕期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
4. 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。
5. 余裕期間内における工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
6. 本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。
7. 契約保証期間については、全体工期（契約締結日から工期末日）を含むものとする。
8. CORINS登録における技術者の従事期間については、工事開始日以降の期間で登録する。
9. 約款第3条における工程表及び施工計画書並びに工事履行報告における工程表については、工事開始日以降の期間で作成する。